

利用者のために

I 2015年農林業センサスの概要

1. 調査の目的

「2015年農林業センサス」は、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法〔平成19年法律第53号〕第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2. 調査の沿革

農林業センサスは、FAO（国連食料農業機関）の提唱する1950年世界農林業センサス計画に沿って昭和25年に始まった。（林業センサスは昭和35年から実施）

その後、昭和27年の「経済統計に関する国際条約」（昭和27年、条約第19条）に基づき、10年毎に世界農林業センサスとして実施するとともに、その中間年に我が国独自の立場で農林業センサスを実施しており、今回は農業で14回目、林業で8回目となる。

3. 調査の根拠法規

統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

4. 調査の期日

平成27年2月1日

5. 調査の対象

農林産物の生産を行い、又は委託を受けて農林業作業を行い、かつ、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者（組織の場合は代表者）を対象とする。

6. 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査

員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計申告調査としている。

7. 調査事項

経営の様態、世帯の状況、農業経営の特徴、経営耕地面積等、農業用機械の所有、農業労働力、農産物の作付面積等及び家畜の飼養状況、農産物の販売金額等、農作業の委託及び受託の状況、保有山林面積、林業労働力、育林面積等及び素材生産量、林産物の販売金額等、林業作業の受託の状況、その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

8. 2015年農林業センサスの変更点

(1) 実査期間の拡大

従来の実査期間を1か月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末日までに変更した。

(2) 調査方法の見直し

一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。

(3) 調査項目の追加、廃止

- ・ 工芸農作物・野菜類及び果樹類の品目別の作付面積、異業種からの資本金・出資金の提供を追加
- ・ 1世帯複数経営に関する調査項目の廃止

II 結果表利用上の注意

1. 本書に用いた数値は市の集計結果である。
2. 単位未満数を四捨五入しているため、合計と一致しない部分がある。
3. 表中に用いた記号は以下のとおりである。
 - 「0」…… 単位に満たないもの
 - 「－」…… 該当事実がないもの
 - 「…」…… 事実不詳又は調査を欠くもの
 - 「△」…… 数値が減少したもの
 - 「X」…… 秘密保護のため秘匿したもの
4. 旧農協支所別指標では、旧市町村（昭和25年当時）で集計している為、実状と異なる場合がある。
5. この結果表は現在の久留米市の範囲について集計したもので、合併日以前の調査結果も新市域の数値に組み替えている。